

# 仕 様 書

1. 業務の名称 令和6年度企業人権啓発セミナー開催業務委託

## 2. 業務の目的

近年、企業の内外で人権を大事にする活動に積極的に取り組む企業が多くなっている一方で、パワハラやセクハラ、採用選考における違反質問などの事例が依然として生じており、社員一人ひとりの人権を尊重する職場づくりが重要な課題となっている。また、2010年には企業の社会的責任に関する国際規格としてISO26000が発行され、企業での取組が求められている。

このような状況を踏まえ、ISO26000が提示する企業の社会的責任を達成するための取組の一環として、人権尊重の企業づくりを推進することが、社会的にも企業の評価を高め、企業の持続的な発展に寄与するものであるとの認識から、企業内での人権啓発活動を推進していくために必要な知識やスキルを習得するために人権啓発セミナーを開催し、人権が尊重される企業づくりの取組を支援することを目的とする。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

## 4. 業務の内容

企業における人事・労務部門の担当者や公正採用選考人権啓発推進員等を対象に、企業内における人権啓発活動の取組を推進する人材として必要な知識やスキルを習得するための人権啓発セミナーを県内の企業等に対しWEB配信により開催することとし、そのセミナーの企画立案及び実施、運営を行う。

また、当セミナーで実施された講座について、講演録を作成し収録データとともに業務委託者へ提出する。

### (1) セミナーの企画・運営

① 講座数

2講座

② セミナー受講対象者

長崎県内に事業所を有する企業・団体等の人事・労務担当者及び公正採用選考人権啓発推進員等とする。

③ セミナーの内容等

企業内における人権啓発活動の取組を推進する者に向け、以下の内容で構成することとし、講座の企画立案及び実施、運営を行う。

区分	テーマ	主な内容
講座1	企業と人権（総論）	企業をとりまく人権に関する内外の動向と人権尊重の企業づくりの意義と役割など
講座2	人権尊重の企業づくり	先進的な取組を行っている企業の具体的な実践報告など

なお、企画提案内容を基本とするが、最終的な講師、セミナー内容等については、県との協議のうえ決定するものとする。

④ W E B配信時期及び期間並びに講座時間

- W E B配信時期

令和6年1月～令和6年12月（長崎県人権・同和問題啓発強調月間を含む期間）  
上記の期間を基本に、配信日については県との協議により決定する。

- 配信期間 2週間程度とする。

- 講座時間 1講座の時間は60分程度とする。

⑤ 外部講師の講演料

- 外部講師の講演料の総額を24万円程度として、セミナーを組み立てるものとする。

- 講師については（1）の③で示した講座1・2のテーマ等に知識を有し、造詣が深い者とする。

⑥ セミナ一周知、受講申込受付等にかかる役割分担

- セミナー開催の案内チラシの原稿作成及び印刷は受託者が行い、企業等への案内・配布は県が行う。

- チラシはA4版両面モノクロ印刷とし、セミナーの配信日時、講座のテーマ・概要、講師紹介等を記載したものとすること。

- 受講申込みは、県の「電子申請システム」、メール又はFAXにより受け付けることとする。

- 県は、受講申込者の名簿を作成し、受託者へ提供する。

- 受託者は、企業等への周知に際して、効果的な手法などがあれば提案すること。

⑦ W E B配信の案内

- 受託者は、受講申込者名簿のメールアドレスあてに、受講用のID、パスワード、受講後のアンケート依頼、その他受講に必要な案内を通知する。

- 受託者は、受講申込者に対しW E B配信の視聴にあたって、著作権・肖像権の侵害行為（写真撮影・録画等、及びそれらの二次利用や拡散など）、ID、パスワードの第三者への提供の禁止などについて通知すること。

⑧ セミナーに必要な講演資料

- 講座用資料（講師のレジメを含む）については、受託者が作成し、受講者がインターネット上でダウンロードできるようにすること。

⑨ セミナー終了後の対応

- 受講後のアンケートは、県の「電子申請システム」により受け付ける。

- 受託者は、県からアンケートの回答データを受け取り、設問ごとの集計を行い、結果を速やかに県へ提出するものとする。

- なお、アンケート様式は、県が作成するものとする。

⑩ その他留意事項

- 受講料は無料とする。

- W E B配信にあたっては、一般的なインターネット環境にある者が特別な費用負担なしに受信できるものとする。

- 講座の収録、配信にかかる経費の支払は、受託者が行うものとする。

（2）講演録の作成

- セミナーの講演内容については、講座1・2を収録した講演録を作成すること。

- なお、講演録及び講座用資料（講師レジメを含む）は、県のホームページで公開することとなるので、受託者は、それについての講師の了解を得ること。

- ・講演録及び収録データについては、DVD、CD-ROM等、電子媒体で1部提出すること。

## 5. 委託条件等

受託者は業務の実施にあたり、次の条件を遵守すること。

なお、受託者がこれに反した場合、県は契約額の一部又は全部を返還させることができる。

### (1) 業務の再委託

受託者は、委託業務の全部又はその大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

但し、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 事業計画等

委託契約締結後は、速やかに業務を開始し、業務の内容等で提示した期日を基本に実施すること。

また、当初の業務期日等を変更しようとする場合は、事前に県と協議すること。

### (3) 成果品等

受託者は、業務完了報告書提出の際、以下の成果品を併せて提出すること。

なお、本業務に係る成果品及び著作権については、すべて県に帰属するものとする。

① セミナー案内チラシの原稿 電子媒体1部

② 講演資料 一式 電子媒体1部

③ アンケート結果（設問ごとの集計表） 一式 電子媒体1部

④ 講演録、収録データ 電子媒体1部

### (4) 法務省委託事業としての業務

当該事業は、法務省委託事業であるため、以下の業務を行うこと。

① 法務省委託の「人権啓発活動委託事業」であることの表示をチラシ等に掲載すること。

② 法務省委託事業としての精算のため、講演者の謝金について支出を証明する書類の写しを提出すること。場合によっては、余剰金を精算することがある。

### (5) 委託料の支払

委託料は、業務が完了して検査に合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

### (6) その他

① 受託者は、業務の遂行にあたっては、県との連絡調整を密接にとること。

② 受託者は、当該受託業務について、責任者を置き、また業務を円滑に行うため、適切な人員の配置をすること。

③ 受託者は、本業務を実施するうえで、著作権、肖像権、個人情報等を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

特に、受講申込者名簿については、誤送信等による漏洩等がないよう注意すること。

④ 受託者は、業務上知り得た秘密を委託期間終了後も第三者に漏らしてはならない。

⑤ 仕様にない事項又は仕様について生じた疑義については、県と受託者の双方で協議して決定するものとする。